

郡山市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月20日

郡山市長 椎根健雄

## 郡山市規則第2号

### 郡山市財務規則の一部を改正する規則

郡山市財務規則（昭和40年郡山市規則第48号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(資金前渡をことができる経費)</p> <p>第75条 施行令第161条第1項第17号に規定する規則で定める経費は、次に掲げる経費とする。</p> <p>(1)～(24) (略)</p> <p>(25) 土地又は建物の賃貸借に要する経費</p>	<p>(資金前渡をことができる経費)</p> <p>第75条 施行令第161条第1項第17号に規定する規則で定める経費は、次に掲げる経費とする。</p> <p>(1)～(24) (略)</p>

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。